

青森県報

第三千八百八十九号

平成二十六年
九月一日
(月曜日)

目次

告示

平成二十六年度青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査の実施……………(環境政策課) ……一

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……一

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……三

土地収用法による収用又は使用の手續の開始……………(監理課) ……五

告示

青森県告示第六百四十三号

平成二十六年度青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

平成二十五年年度における県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画であり、かつ、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第三十二条の規定に基

づく循環型社会の形成のために必要な青森県の施策に係る計画である、青森県循環型社会形成推進計画の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 産業廃棄物の発生状況
- (二) 産業廃棄物の処理状況
- (三) 産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標

2 報告を求めるとする基準となる期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの一年間とする。

四 報告を求めるとする者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業所のうちから、別に定める方法により抽出した者

五 報告を求めるとするに用いる方法

調査は、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。

六 報告を求めるとする期間

平成二十六年九月八日から同年十月八日までとする。

青森県告示第六百四十四号

平成二十六年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）（ただし、学科試験のみ実施）、みそ製造（みそ製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十六年十二月三日（水）から平成二十七年二月十五日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

2 学科試験

(一) 平成二十七年一月二十五日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成二十七年二月一日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紙器・段ボール箱製造、みそ製造、コンクリート圧送施工、機械・プラント製図

(3) 三級

機械加工、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図

(三) 平成二十七年二月八日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、鉄筋施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械検査、和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行つ。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

四 受検申請書の提出期限

平成二十六年十月六日（月）から同月十七日（金）まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八

五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第六百四十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十六年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川～蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川～笹内川	皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	〃	〃	〃
九五六・二八	五四一・六〇	六三三・九七	一五四・三七	九六七・一〇	一、二八八・九三	七八一・九八	一、〇二一・五五	六六八・三一	四一五・〇九	九八二・五八	五二八・二四	一、四〇七・五七			

五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川～蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川～笹内川	新井田川
〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃
六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・二六	八九・九四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	九〇・〇七	四〇・六八	七・四〇	三〇九・六二	一八一・〇二	一四九・八七

むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六

十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇〇	二・八〇	〇・三八	三〇・〇二	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・二四	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇

三沢市	三沢市	三・二六
上北郡六ヶ所村	上北郡六ヶ所村	四八・二八
八戸市	八戸市	一・〇〇
三戸郡階上町	三戸郡階上町	三・八四
三戸郡三戸町	三戸郡三戸町	八・七二
三戸郡南部町	三戸郡南部町	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六一
南部地区	南部地区	八六・三八

青森県告示第六百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の部分

青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越、字蓬田山及び字宮本地内
使用の部分

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所
蓬田村役場

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭